

# 第1回 豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会 議事概要

## 1 日時・場所

平成22年9月30日（木）18時05分～20時  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

## 2 出席者

國府 勝郎	首都大学東京 名誉教授
高戸 章	社団法人東京建設業協会 事業委員会環境部会長
長谷川 猛	共立女子学園 非常勤講師
南 和美	株式会社建設資源広域利用センター 事業部長
升 貴三男	都市整備局 技監

## 3 議題

- (1) 豊洲地区を取り巻く状況、経緯
- (2) 建設発生土受入れの現状（受入れ基準、受入れ手続き）
- (3) 検討の方向性

## 4 主な発言要旨

- ・現在の基準は、海洋汚染防止法に基づくものと土壤汚染対策法や環境確保条例に基づくものが入り混じっており、整理が必要である。豊洲の場合は、土対法を基本として考えるべきである。
- ・土地利用履歴調査と試験項目は整理する必要がある。
- ・全ての工事で全ての項目の試験をやる必要はないのではないかと。
- ・シールド工事においては、地層に応じて、自然由来汚染の項目を重点的に調査すればよいのではないかと。
- ・ダイオキシンの調査は、特別措置法に基づき、やらざるを得ないだろう。
- ・建設資源広域利用センターは、搬出側の条件と受入れ側の条件、土質や時期などの調整を行っており、条件は、試験は5,000m<sup>3</sup>ごと及び地層ごとに1回、化学性状も物理性状も求めている。
- ・都として必要な項目や基準値と基準の実効性確保を論点とする必要がある。
- ・人為的汚染の可能性有無、自然由来汚染の可能性有無など、土の状況に応じた条件設定を考える必要がある。
- ・面的な工事の場合は、メッシュでのサンプリングがよい。シールド工事は、土質や地質ごとに調査する方法など、別のやり方を考える必要がある。
- ・サンプリングの方法は、しっかりと考えなければならない。面的な工事、深さのある工事、シールド工事など、また、土地の性格や自然条件など、条件ごとに変わってもいいのではないかと。
- ・整理券をその都度発行するなど、実効性を保つことが重要である。
- ・都側における検査の問題に対し、現場側における発生土の品質管理の問題もある。
- ・基準の問題とは別に、受入れを管理するシステムの改善も論点にする必要がある。